

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）																																																								
<p>総則－14 総則 第2章 積算基準 第1節 積算基準 1-3 旅費交通費 1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算</p>	<p style="text-align: center;">連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.6L/h×〇h</td> </tr> <tr> <td>損料</td> <td>ライトバン 1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>航空機を常駐し管理している飛行場が、撮影地にできるだけ近く選定した撮影飛行場でなく前進飛行場を利用する場合は、操縦士、整備士各1名につき、2日分の基準日額、日当及び1日分の宿泊料、撮影士1名につき、本拠飛行場～前進飛行場までの公共交通機関による1往復分の運賃、2日分の基準日額、日当及び1日分の宿泊料を計上するものとする。</p> <p>3) 往復旅行時間にかかる直接人件費は別途計上する。</p> <p>4) 上記1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、直接往復費と滞在費を適切に計上すること。滞在に伴う宿泊料については、「業務委託積算基準書第15編単価」によるものとする。</p> <p>なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。</p>	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×〇h	損料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料	〃	〃	日	1			供用日当り損料	<p style="text-align: center;">連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.7L/h×〇h</td> </tr> <tr> <td>損料</td> <td>ライトバン 1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>航空機を常駐し管理している飛行場が、撮影地にできるだけ近く選定した撮影飛行場でなく前進飛行場を利用する場合は、操縦士、整備士各1名につき、2日分の基準日額、日当及び1日分の宿泊料、撮影士1名につき、本拠飛行場～前進飛行場までの公共交通機関による1往復分の運賃、2日分の基準日額、日当及び1日分の宿泊料を計上するものとする。</p> <p>3) 往復旅行時間にかかる直接人件費は別途計上する。</p> <p>4) 上記1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、直接往復費と滞在費を適切に計上すること。滞在に伴う宿泊料については、「業務委託積算基準書第15編単価」によるものとする。</p> <p>なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。</p>	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	ガソリン	レギュラー	L				2.7L/h×〇h	損料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料	〃	〃	日	1			供用日当り損料
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要																																																				
ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×〇h																																																				
損料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料																																																				
〃	〃	日	1			供用日当り損料																																																				
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要																																																				
ガソリン	レギュラー	L				2.7L/h×〇h																																																				
損料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料																																																				
〃	〃	日	1			供用日当り損料																																																				

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>p2-3 第2編 地質調査業務 第2章地質調査標準歩掛等 〔2〕独自基準 設計業務等標準積算基準書 第2編 地質調査業務 第2章 地質調査標準歩掛等／ 第2節 機械ボーリング（土質 ボーリング・岩盤ボーリング）</p> <p>2-4 現場内小運搬 2-4-3 市場単価の設定</p>	<p>[2] 独自基準 設計業務等標準積算基準書 第2編 地質調査業務 第2章 地質調査標準歩掛等／ 第2節 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボー リング） (追記) 2-7 解析等調査業務 2-7-1 適用範囲 1. 単価が適用できる範囲 3. 「地質調査資料整理要領」を削除する。 2-8 その他 2-8-1 電子成果品作成費 この電子成果品作成費は、第2節 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）における直 接調査費が対象である。 なお、解析等調査業務においては、2-7-2単価の設定（表2.7.1の「資料整理とりまとめ／ 直接人件費（直接調査費分）」および「断面図等の作成／直接人件費（直接調査費分）」のみが対象とな る。解析等調査業務の規格区分で「直接人件費（解析等調査業務費分）」とあるものは、単価に電子成果 費作成費を含むため、別途計上する必要はない。</p>	<p>[2] 独自基準 設計業務等標準積算基準書 第2編 地質調査業務 第2章 地質調査標準歩掛等／ 第2節 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリ ング） 2-4 現場内小運搬 2-4-3 市場単価の設定 4. 間接調査費の算出 「機械器具損料は特別調査により別途計上する」「業務委託積算基準第15編単価により計上する」に読 み替える。 2-7 解析等調査業務 2-7-1 適用範囲 1. 単価が適用できる範囲 3. 「地質調査資料整理要領」を削除する。 2-8 その他 2-8-1 電子成果品作成費 この電子成果品作成費は、第2節 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）における直接調 査費が対象である。 なお、解析等調査業務においては、2-7-2単価の設定（表2.7.1の「資料整理とりまとめ／直接 人件費（直接調査費分）」および「断面図等の作成／直接人件費（直接調査費分）」のみが対象となる。解析 等調査業務の規格区分で「直接人件費（解析等調査業務費分）」とあるものは、単価に電子成果費作成費を含 むため、別途計上する必要はない。</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>p2-10 第2編 地質調査業務 第2章地質調査標準歩掛等 [2] 独自基準 設計業務等標準積算基準書（参考資料）第3編 地質調査業務 第2章 地質調査運用（参考資料）／第1節 機械ボーリング 2-4 現場内小運搬 2-4 3 市場単価の設定</p>	<p>設計業務等標準積算基準書（参考資料）第3編 地質調査業務 第2章 地質調査運用（参考資料）／第1節 機械ボーリング （追記） 1-2 運搬費の積算 (1) 積算上の基地について、原則として現地に最も近い本支店が所在する市役所等と規定しているが、以下のとおり変更する。 （ここでいう積算上の基地とは、<u>最寄りの市役所（隣岐は松江市）</u>とする。）</p>	<p>設計業務等標準積算基準書（参考資料）第3編 地質調査業務 第2章 地質調査運用（参考資料）／第1節 機械ボーリング 1-1 機械ボーリング 1-1-4 その他 「機械器具損料は特別調査により別途計上する」を「業務委託積算基準第15編単価により計上する」に読み替える。 1-2 運搬費の積算 (1) 積算上の基地について、原則として現地に最も近い本支店が所在する市役所等と規定しているが、以下のとおり変更する。 （ここでいう積算上の基地とは、<u>最寄りの市役所（隣岐は松江市）</u>とする。）</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>p8-1 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-1編 港湾 〔2〕独自基準 第3部その他の積算基準 第1編設計等業務</p>	<p>〔2〕独自基準</p> <p>第3部 その他の積算基準</p> <p>第1編 設計等業務</p> <p>1節 計画・開発・調査等業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 業務委託料の積算</p> <p>2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>1) 業務委託料の積算方式</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格 <p>2) 各構成費目の算定</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費 <p>2-3 設計変更の積算</p> <p>業務委託料の変更については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-9設計変更の積算方法 <p>2-4 職種の設定</p> <p>職種の定義については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-1技術者の職種区分 <p>2-5 旅費の算定</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費 <p>第2編 測量・調査等業務</p> <p>1節 測量業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 測量作業費</p> <p>1) 直接測量費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>②賃金</p> <p>労務単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事積算基準/第1.5編単価 	<p>〔2〕独自基準</p> <p>第3部 その他の積算基準</p> <p>第1編 設計等業務</p> <p>1節 計画・開発・調査等業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 業務委託料の積算</p> <p>2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>1) 業務委託料の積算方式</p> <p style="text-decoration: underline;">単価表の合計金額について端数処理は行わない。</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格 <p>2) 各構成費目の算定</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費 <p>2-3 設計変更の積算</p> <p>業務委託料の変更については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-9設計変更の積算方法 <p>2-4 職種の定義</p> <p>職種の定義については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-1技術者の職種区分 <p>2-5 旅費の算定</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費 <p>第2編 測量・調査等業務</p> <p>1節 測量業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 測量作業費</p> <p>1) 直接測量費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>②賃金</p> <p>労務単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事積算基準/第1.5編単価

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>p8-2 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-1編 港湾 [2] 独自基準 第3部その他の積算基準 第2編 測量・調査等業務</p>	<p>(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>(5) 直接経費 ① 旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 測量業務費の積算方式 (追記) 測量作業費及び測量調査費の端数処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は経経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の経経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の経経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>5節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (1) 人件費等 労働の単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価 (4) 直接経費 ① 旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 (追記) 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>6節 潜水探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接工事費 (1) 人件費等 労働の単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>2-3 潜水探査工事の積算方式 (追記) 潜水探査工事費の端数処理については、以下による。 潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は経経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の経経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の経経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>	<p>(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>(5) 直接経費 ① 旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 測量業務費の積算方式 <u>単価表の合計金額について端数処理は行わない。</u> 測量作業費及び測量調査費の端数処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は経経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の経経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の経経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>5節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (1) 人件費等 労働の単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価 (4) 直接経費 ① 旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 <u>単価表の合計金額について端数処理は行わない。</u> 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>6節 潜水探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接工事費 (1) 人件費等 労働の単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>2-3 潜水探査工事の積算方式 <u>単価表の合計金額について端数処理は行わない。</u> 潜水探査工事費の端数処理については、以下による。</p>

→ 次のページへ移行

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>p8-3 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-1編 港湾 [2] 独自基準 第3部その他の積算基準 第2編 測量・調査等業務</p>	<p style="text-align: center; color: red;">前のページから移行 ←</p> <p>8節 海象観測装置定期点検・保守業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>1) 直接業務費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>②賃金</p> <p>・労務単価については、以下による</p> <p>・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>(2) 材料費</p> <p>単価については、以下による</p> <p>・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>(5) 直接経費</p> <p>①旅費</p> <p>・旅費の算定については、以下による</p> <p>・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式</p> <p style="color: red;">(追記)</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。</p> <p>・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>参考資料-1 気象・海象調査</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 調査業務費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①労務費</p> <p>・労務単価については、以下による</p> <p>・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>②材料費</p> <p>・材料単価については、以下による</p> <p>・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>③直接経費</p> <p>Ⅲ) 旅費</p> <p>・旅費の算定については、以下による</p> <p>・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 土質調査の積算方式</p> <p style="color: red;">(追記)</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。</p> <p>・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第3編 土質調査業務</p> <p>1節 土質調査業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 一般調査業務費</p> <p>1) 総調査費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①材料費</p> <p>・材料単価については、以下による</p> </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は経経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の経経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の経経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> </div> <p>8節 海象観測装置定期点検・保守業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>1) 直接業務費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>②賃金</p> <p>・労務単価については、以下による</p> <p>・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>(2) 材料費</p> <p>単価については、以下による</p> <p>・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>(5) 直接経費</p> <p>①旅費</p> <p>・旅費の算定については、以下による</p> <p>・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式</p> <p style="color: red;">単価委の合計金額について端数処理は行わない。</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。</p> <p>・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>参考資料-1 気象・海象調査</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 調査業務費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①労務費</p> <p>・労務単価については、以下による</p> <p>・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>②材料費</p> <p>・材料単価については、以下による</p> <p>・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>③直接経費</p> <p>Ⅲ) 旅費</p> <p>・旅費の算定については、以下による</p> <p>・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 調査の積算方式</p> <p style="color: red;">単価委の合計金額について端数処理は行わない。</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。</p> <p>・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p style="text-align: center; color: red;">次のページへ移行 →</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>p8-4 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-1編 港湾 [2] 独自基準 第3部その他の積算基準 第3編 土質調査業務</p>	<p style="text-align: center;">前のページから移行 ←</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/第1.5編単価 ②人件費等 労働単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 間接調査費 ③旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費 <p><u>2-3 調査費の積算方式</u> (追記)</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。 一般調査業務及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第3編 土質調査業務</p> <p>1節 土質調査業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 一般調査業務費</p> <p>1) 間接調査費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①材料費</p> <p>材料単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/第1.5編単価 ②人件費等 労働単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 <p>(2) 間接調査費</p> <p>③旅費</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費 </div> <p><u>2-3 地質調査費の積算方式</u> 単価表の合計金額について端数処理は行わない。</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。 一般調査業務及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>p8-5 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-2編 漁港漁場整備 〔2〕独自基準 第2部漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準 第1編設計等業務</p>	<p>[2] 独自基準</p> <p>第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準</p> <p>第1編 設計等業務</p> <p>1節 設計等業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 業務委託料の積算</p> <p>2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>1) 業務委託料の積算方式</p> <p style="color: red;">(追記)</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格 <p>2) 各構成費目の算定</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費 <p>2-3 設計変更の積算</p> <p>業務委託料の変更については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-9 設計変更の積算方法 <p>2-4 職種の定義</p> <p>職種の定義については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-1 技術者の職種区分 <p>2-5 旅費の算定</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費 <p>第2編 測量・調査等業務</p> <p>1節 測量業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 測量作業費</p> <p>1) 直接測量費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>②賃金</p> <p>労務単価については、以下による</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事積算基準/第1.5編単価 </div>	<p>[2] 独自基準</p> <p>第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準</p> <p>第1編 設計等業務</p> <p>1節 設計等業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 業務委託料の積算</p> <p>2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>1) 業務委託料の積算方式</p> <p style="color: red;">単価表の合計金額について端数処理は行わない。</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2端数処理等の方法 (10) 業務価格 <p>2) 各構成費目の算定</p> <p>(2) 直接経費</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費 <p>2-3 設計変更の積算</p> <p>業務委託料の変更については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-9 設計変更の積算方法 <p>2-4 職種の定義</p> <p>職種の定義については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-1 技術者の職種区分 <p>2-5 旅費の算定</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費 <p>第2編 測量・調査等業務</p> <p>1節 測量業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 測量作業費</p> <p>1) 直接測量費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>②賃金</p> <p>労務単価については、以下による</p> <p style="color: red;">→ 次のページへ移行</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>p8-6 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第2部 漁港漁場関係事業調査 設計・測量業務等の積算基準 第2編 測量・調査等業務</p>	<p style="text-align: center;">前のページから移行 ←</p> <p>(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>(5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 測量業務費の積算方式 <u>(追記)</u> 測量作業費及び測量調査費の端数処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は経経費又は一般管理費等で行う。 なお、複数の経経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の経経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>4節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (1) 人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価 (4) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 <u>(追記)</u> ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>5節 潜水探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接工事費 (1) 人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>2-3 潜水探査工事の積算方式 <u>(追記)</u> 潜水探査工事費の端数処理については、以下による。 潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は経経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の経経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の経経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>	<p>・建設工事積算基準/第1.5編単価</p> <p>(2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>(5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 測量業務費の積算方式 <u>単価表の合計金額について端数処理は行わない。</u> 測量作業費及び測量調査費の端数処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は経経費又は一般管理費等で行う。 なお、複数の経経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の経経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>4節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (1) 人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価 (4) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費</p> <p>2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 <u>単価表の合計金額について端数処理は行わない。</u> 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格</p> <p>5節 潜水探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接工事費 (1) 人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第1.5編単価</p> <p>2-3 潜水探査工事の積算方式 <u>単価表の合計金額について端数処理は行わない。</u></p> <p style="text-align: center;">次のページへ移行 →</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>p8-7 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第2部 漁港漁場関係事業調査 設計・測量業務等の積算基準 第2編 測量・調査等業務</p>	<p style="text-align: center; color: red;">前のページから移行 ←</p> <p>6節 海象観測装置定期点検・保守業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>1) 直接業務費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>②資金</p> <p>労務単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事積算基準/第1.5編単価 <p>(2) 材料費</p> <p>単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/第1.5編単価 <p>(5) 直接経費</p> <p>①旅費</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費 <p>2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式</p> <p style="text-align: center; color: red;">(追記)</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格 <p>参考資料-1 気象・海象調査</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 構成要素の内容</p> <p>2-2-1 調査業務費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①労務費</p> <p>労務単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事積算基準/第1.5編単価 <p>②材料費</p> <p>単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/第1.5編単価 <p>③直接経費</p> <p>Ⅲ) 旅費</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費 <p>2-3 調査費の積算方式</p> <p style="text-align: center; color: red;">(追記)</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第3編 土質調査業務</p> <p>1節 土質調査業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 一般調査業務費</p> <p>1) 純調査費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①材料費</p> <p>単価については、以下による</p> </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>潜水探査工事費の端数処理については、以下による。</p> <p>潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> </div> <p>6節 海象観測装置定期点検・保守業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>1) 直接業務費</p> <p>(1) 人件費等</p> <p>②資金</p> <p>労務単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事積算基準/第1.5編単価 <p>(2) 材料費</p> <p>単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/第1.5編単価 <p>(5) 直接経費</p> <p>①旅費</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費 <p>2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式</p> <p>単価表の合計金額について端数処理は行わない。</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格 <p>参考資料-1 気象・海象調査</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 構成要素の内容</p> <p>2-2-1 調査業務費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①労務費</p> <p>労務単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事積算基準/第1.5編単価 <p>②材料費</p> <p>単価については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/第1.5編単価 <p>③直接経費</p> <p>Ⅲ) 旅費</p> <p>旅費の算定については、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費 <p>2-3 調査費の積算方式</p> <p>単価表の合計金額について端数処理は行わない。</p> <p>業務価格の端数処理については、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/総則/第1章/第2節/2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格 <p style="text-align: center; color: red;">次のページへ移行 →</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

【通知日】 令和5年〇〇月〇〇日

ページ	令和4年度現行（令和5年9月30日まで適用）	令和5年度改正（令和5年10月1日以降適用）
<p>p8-8 第8編 港湾・漁港漁場整備 第8-2編 漁港漁場整備 〔2〕 独自基準 第2部 漁港漁場関係事業調査 設計・測量業務等の積算基準 第3編 土質調査業務</p>	<p style="text-align: center; color: red;">前のページから移行 ←</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/第1.5編単価 ②人件費等 労働単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 間接調査費 ③旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費 <p>2-3 土質調査の積算方式 <u>(追記)</u> 業務価格の増数処理については、以下による。 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で増数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第3編 土質調査業務</p> <p>1節 土質調査業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-2 積算価格構成の内訳</p> <p>2-2-1 一般調査業務費</p> <p>1) 総調査費</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>①材料費 単価については、以下による</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託積算基準/第1.5編単価 ②人件費等 労働単価については、以下による ・建設工事積算基準/第1.5編単価 (2) 間接調査費 ③旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3 旅費交通費 <p>2-3 土質調査の積算方式 <u>単価表の合計金額について増数処理は行わない。</u> 業務価格の増数処理については、以下による。 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で増数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※軽微な文言の修正、章番号のみの変更については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

11-3

第11編 森林整備

第1章 総則

1-3 設計表示単位

治山設計

山腹工設計

項目	種別	細別	積算表示		契約表示		備考		
			単位	数値	単位	数値			
治山設計	山腹工設計	設計計画（山腹設計）	件	1	件	1			
		現地調査（山腹設計）	件	1	件	1			
		基本事項の決定（山腹設計）	件	1	件	1			
		設計計画（山腹設計）	件	1	件	1			
		山腹工 工法比較検討	件	1	件	1			
		設計図作成（山腹設計）	件	1	件	1			
		照査（山腹設計）	件	1	件	1			
		設計説明書等作成（山腹設計）	件	1	件	1			
		溪間工設計	治山ダム（透水性・遮水性） 実施設計	治山ダム（透水性・遮水性） 実施設計	件	1	件	1	
				治山ダム（透過型）実施設計	件	1	件	1	
流路工実施設計	箇所			1	箇所	1			
治山設計共通	打合せ協議			件	1	件	1		

→
削除等

項目	種別	細別	積算表示		契約表示		備考
			単位	数値	単位	数値	
治山設計	山腹工設計	設計計画（山腹工設計）	件	1	件	1	
		現地調査（山腹工設計）	件	1	件	1	
		基本事項検討（山腹工設計）	件	1	件	1	
		施設設計等（山腹工設計）	件	1	件	1	
		設計説明書作成（山腹工設計）	件	1	件	1	
溪間工設計	治山ダム（透水性・遮水性） 実施設計	治山ダム（透水性・遮水性） 実施設計	件	1	件	1	
		治山ダム（透過型）実施設計	件	1	件	1	
		流路工実施設計	箇所	1	箇所	1	
治山設計共通	打合せ協議	件	1	件	1		

11-12

第11編 森林整備

第3章 測量業務

第2章 測量業務標準歩掛

第4 路線測量

4-10-9 歩掛の補正

(2) 測量延長
・ 測量延長 2 km 以上 ————— 外業にかかる歩掛を +20%
・ " 500m 以下 ————— " ————— -10%

→
全削除



令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※軽微な文言の修正、章番号のみの変更については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

<p>11-13 第11編 森林整備 第3章 測量業務 第2章 測量業務標準歩掛 第4 路線測量 4-10 一車線林道測量 4-10-10 設計書の例 林道測量（一車線林道）</p>	<p>注) (1) 基準点測量・現地測量・保安林調査・用地測量等は必要に応じて計上する。 (2) 用地測量歩掛による立木調査以外に物件調査の必要が生じた場合は、物件調査業務において計上する (3) 用地測量については、「第5 用地測量」を参考とする。</p>	<p>注) (1) 基準点測量・現地測量・用地測量等・保安林調査は必要に応じて計上する。 (2) 延長0.11km未満の場合、中心線測量、縦断測量、横断測量、土質区分調査等の単位は「式」とする。 (3) 用地測量歩掛による立木調査以外に物件調査の必要が生じた場合は、物件調査業務において計上する。 (4) 用地測量については、「第5 用地測量」を参考とする。</p>
<p>11-24 第11編 森林整備 第4章 設計業務 第3章 設計業務標準歩掛 第3 山腹工設計 3-1 山腹工設計歩掛 3-1-2 現地調査 3-1-3 基本事項の決定 3-1-6 設計図作成</p>	<p>3-1 2 現地調査 以下を追記する。 (注) 5. 治山全体計画調査と併せて積算する場合は、この歩掛は計上しない。</p> <p>3-1 3 基本事項の決定 以下を追記する。 (注) 5. 治山全体計画調査と併せて積算する場合は、この歩掛は計上しない。</p> <p>3-1 6 設計図作成 (1)平面図等作成(工種配置図、縦断、横断図) 以下を追記する。 (注) 3. 平面図等(工種配置図、縦断図、横断面図)の縮尺は1/100~1/1,000とする。</p>	<p>全削除</p>

令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※軽微な文言の修正、章番号のみの変更については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

11-24

第11編 森林整備

第4章 設計業務

第3章 設計業務標準歩掛

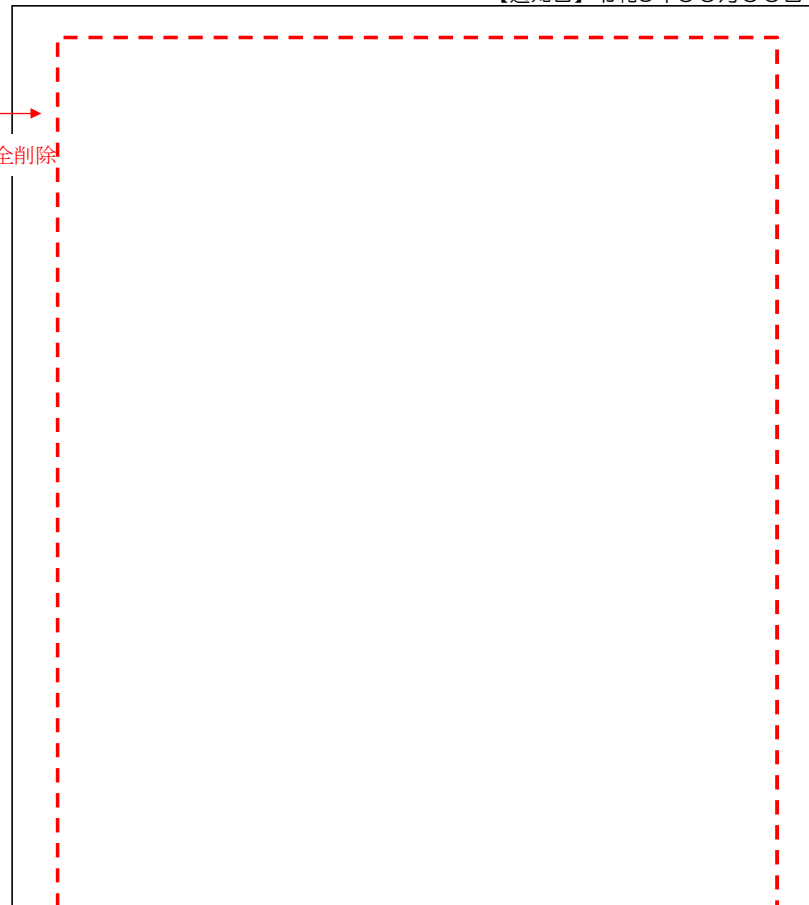
第3 山腹工設計

3-1 山腹工設計歩掛

3-1-10 山腹工 工法検討

3-1 10 山腹工 工法検討										
1. 適用範囲 治山事業の山腹工の工法検討に適用する。 2. 作業内容は以下のとおり										
種別	作業内容									
比較形式検討	受注者は、山腹斜面の地形・地質、植生、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、下記工法の適切な組合せ3案程度を検討し、構造的、施工性、経済性、環境等の検討結果に基づいて、最適な工法を選定するものとする。 1 山腹基礎工 (①法切工、②土留工、③埋設工、④水路工、⑤暗渠工、⑥法枠工、⑦グラウンドアンカー工、⑧補強土工、⑨張工、⑩吹付工) 2 山腹緑化工 ア 緑化基礎工 (①播工、②筋工、③伏工、④軽量法枠工) イ 植生工 (①実播工、②植栽工) 3 落石防止工 ア 落石予防工 (①斜面切取工、②転石整理工、③被覆工、④固定工、⑤根固工) イ 落石防護工 ウ 森林造成									
概略設計計算	受注者は、現地調査、測量の結果に基づき、選定工法の機能と規模に応じた崩壊（危険）斜面の安定度の変化の検討、主要な構造物についての応力計算を行って、主要な山腹工施設の規模、断面形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。									
概略設計図作成	各案毎に平面図（縮尺1/100～1/1000）、標準断面図（1/100～1/1000）、主要構造図（1/10～1/100）を作成する。									
概算工事費算出	各案毎に概略設計図から、算出した概算の主要構造物数量及び土工量、仮設数量を元に、監督員と協議した単価概算工事費を計算する。									
比較一覧表作成	下記項目で作成した資料を基に比較表を作成する。									
3. 歩掛の構成										
作業区分	規格	技術者 内容別	直接人件費					労務費		
			技師長 技師	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	普通 作業員	園工
比較形式検討	3案標準	内業					0.15			
概略設計計算	3案標準	内業					0.20	0.30		
概略設計図作成	3案標準	内業					0.25	0.50		
概算工事費算出	3案標準	内業					0.25	0.75		
比較一覧表作成		内業					0.20	0.40		

→ 全削除



令和5年度 業務委託積算基準 対照表

※軽微な文言の修正、章番号のみの変更については省略します

【通知日】令和5年〇〇月〇〇日

11-24

第11編 森林整備

第4章 設計業務

第3章 設計業務標準歩掛

第3 山腹工設計

3-1 山腹工設計歩掛

3-1-11 設計書の例 (山腹工設計)

3-1 11 設計書の例(山腹工設計)

設計書の例 (山腹工設計)

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
設計業務費									
	直接費								
		直接人件費							
			設計計画 (山腹設計)						
			現地調査 (山腹設計)		件				
			基本事項の決定 (山腹設計)		#				
			山腹工法検討		#				
			設計計算 (山腹設計)		#				
			設計図作成 (山腹設計)		#				
			照査 (山腹設計)		#				
			設計説明書等作成		#				
			打合せ協議		#				
		直接経費							
			旅費交通費		式				
			電子成果品作成費		#				
	直接費 (積上げ分)計								
		その他原価							
	業務原価計								
		一般管理費							
業務価格計									
	消費税相当額								
設計費計									

→
改定

3-1 6 設計書の例(山腹工設計)

設計書の例 (山腹工設計)

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
設計業務費									
	直接費								
		直接人件費							
			設計計画 (山腹工設計)						
			現地調査 (山腹工設計)		件				
			基本事項検討 (山腹工設計)		#				
			施設設計等 (山腹工設計)		#				
			設計説明書作成 (山腹工設計)		#				
			打合せ協議		#				
		直接経費							
			旅費交通費		式				
			電子成果品作成費		#				
	直接費 (積上げ分)計								
		その他原価							
	業務原価計								
		一般管理費							
業務価格計									
	消費税相当額								
設計費計									

※施設設計等について、設計計画～基本事項検討の結果、本歩掛対象工種に加えて別途計上となる工種の施設設計も必要となる場合は、別途計上となる工種の施設設計を追加すること。